

§ 6 . 適正処理管理マニュアル

1 . マニュアルの方針

- 1-1 排出事業者は、責務として産業廃棄物を適正に処理するとともに、マニフェストシステムにより産業廃棄物の最終処分を確認する義務を負う。
- 1-2 適正処理管理マニュアルは、適正処理の確実な実行をマニフェストにより確認・保管するための方法について定めるものである。
- 1-3 本マニュアルは、受入先の見直し・変更やその受入条件の変更により、必要に応じて適宜見直しを行う。

【解説】

一次撤去における撤去対象廃棄物は、産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物(汚泥)相当廃棄物として適正処理を行う。

本マニュアルは、一次撤去時の搬出廃棄物が、受入施設により適正に処理・処分でき、かつ受入施設において二次的なトラブルを起こさぬよう搬出事業者としての適正処理管理を行うために策定するものである。

そのためには、受入施設の稼働状況にも配慮し、円滑な処理処分が行われるよう密接に情報交換を行う必要がある。

2 . マニュアルの適用範囲

2-1 (適用工程)

本マニュアルにおける適用範囲は、全工程とする。

2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、廃棄物の排出事業者としての青森県(全体管理グループ)を対象としたものである。

2-3 (その他)

本マニュアルで対象とする廃棄物は、特別管理廃棄物相当の汚泥(焼却灰混じりのバーク堆肥主体)

【解説】

対象廃棄物の処理方法については、焼却・溶融・焼成処理とするが、本マニュアルでは、搬出時における廃棄物の物性等の管理から処分後のマニフェスト等の管理についての手順を定める。

3 . マニュアルにおける管理項目等

マニフェストによる運搬終了と処理処分の完了の確認方法と記録の保管方法を以下に示す。

3-1 (搬出時の管理手順)

(1) 物性・搬出量の確認の方法

「 § 2 . 掘削・積込マニュアル」による。

(2) マニフェスト管理

- ・ マニフェストについては、運搬業者から排出事業者に戻送される B 2 票をもって、運搬の終了を確認する。返送されたマニフェストは、引き渡し時の A 票と照合したのちに保管する。
- ・ マニフェスト原票は県境再生対策室で保管する。

3-2 (処理処分の管理手順)

(1) 処分先・利用先管理

- ・ 受入施設の中間処理、中間処理後の再資源化・最終処分の量を把握し、マニフェスト票の正確な管理を行う。
- ・ 県は受入先に対し、報告書の徴収及び立入検査を実施し、適正処理の確認を行う。

(2) マニフェスト管理

- ・ マニフェストについては、最終処分業者から排出事業者に戻送される E 票等をもって、処理処分の完了を確認する。
- ・ マニフェスト原票は県境再生対策室で保管する。

3 . 立入調査等

県は、排出事業者として、収集運搬及び中間処理が廃棄物処理法に基づく基準に従って適正に行われていることを確認するため、必要に応じて事業所の立入調査や報告徴取を行う。

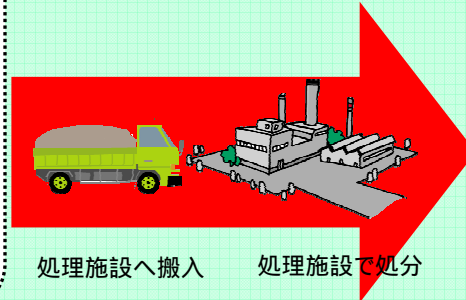
排出事業者が行うこと

まず
引き渡しの
際には・・・

A票

A票に必要事項を記入します。
運搬担当者欄に署名されたことを確認した後に、控え「A票」を受け取り、確実に保存します。

処分施設に直行する場合

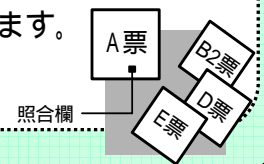


《直行マニフェストの場合》

運搬業者から「B2票」、処分業者から「D票」「E票」が戻ってきたら、そのつど保存していた「A票」の照合欄に日付を記入します。

「A票」「B2票」「D票」「E票」を5年間保存します。

そして、
各処分終了後
には・・・



直行用マニフェスト(7枚複写)

対 象：産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合

- A 票 排出事業者の控え
- B 1 票 運搬業者の控え
- B 2 票 運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認
- C 1 票 処分業者の保存用
- C 2 票 処分業者から運搬業者に戻送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

参考：(社)全国産業廃棄物連合会「マニフェストシステムがよくわかる本 平成16年版」

図3-1 マニフェスト(産業廃棄物管理票)の流れ

E票の裏面には交付番号の
バーコードがついています。

E票

D票

C2票

C1票

B2票

B1票

A票

E票のここには、
「最終処分を行った場
所」が記入されて返送
されます。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票			
交付月日	平成 年 月 日	交付番号	20000037024
整理番号	必要に応じて記入		
氏名又は名称	排出事業者の氏名、名称でなく担当者の氏名		
氏名又は名称	〇〇会社	名称	排出工場・現場の名称を記入する
住所〒	電話番号	所在地〒	電話番号
排出事業所の本社、事務所 (個人は住所)		〇〇市〇〇町	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)	数量 (及び単位)
	0100 燃えがら	1200 金属くず	7000 引火性原油
	0200 汚泥	1300 ガラス・陶磁器くず	7010 引火性原油 (有害)
	0300 廃油	1400 鉱さい	7020 引火性原油 (有害)
	0400 炭酸	1500 がれき類	7100 強酸
	0500 炭アルカリ	1600 資源のふん尿	7110 強酸 (有害)
	0600 炭プラスチック類	1700 資源の死体	7200 強アルカリ
	0700 紙くず	1800 ばいじん	7210 強アルカリ (有害)
	0800 木くず	1900 13号廃棄物	7300 感染性廃棄物
	0900 繊維くず		7400 13号廃棄物 (有害)
	1000 動植物性残渣		7410 P C B等
	1100 ゴムくず		7420 指定下水汚泥
		7422 指定下水汚泥	
		7423 鉱さい (有害)	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)		
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 (所在地)。中間処理を委託する場合であっても最終処分業者名を委託契約書により記載すること。中間処理委託で、一部が再生され、その余の部分が埋立される場合は、その最終処分の場所を記載すること。		
運搬委託者	氏名又は名称	住所〒	電話番号
処分委託者	氏名又は名称 (中間処理又は最終処分業者名)	住所〒	電話番号
運搬担当者	氏名	住所〒	電話番号
処分担当者	氏名	住所〒	電話番号
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)		
発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会			
B2票 平成 年 月 日			
D票 平成 年 月 日			
E票 平成 年 月 日			

図3-2 マニフェスト (産業廃棄物管理票) の様式